

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月から消費税の税率が5%から8%に改正されました。この引上げによる増収分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされております。  
平成27年度一般会計決算における用途の状況は、下記のとおりです。

(歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分) 151,374千円

(歳出)社会保障施策に要する経費 1,402,100千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳						うち地方消費税 交付金(社会保 障財源化分)
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他			
社会福祉	障害者福祉事業	310,799	143,406	74,740	0	93	92,560	21,192
	高齢者福祉事業	18,801	916	4,942	0	1,852	11,091	3,027
	児童福祉事業	604,056	263,433	76,535	33,000	19,099	211,989	48,440
	母子福祉事業	2,994	0	1,421			1,573	303
	小計	936,650	407,755	157,638	33,000	21,044	317,213	72,962
社会保険	国民健康保険事業	129,363	19,613	59,181	0	0	50,569	12,110
	介護保険事業	162,406	903	451	0	0	161,052	37,541
	後期高齢者医療事業	30,178	0	20,380	0	2,544	7,254	1,514
	小計	321,947	20,516	80,012	0	2,544	218,875	51,165
保健衛生	予防事業	40,017	0	0	0	0	40,017	9,082
	健康増進事業	24,543	464	983	0	2,594	20,502	4,541
	母子保健事業	78,943	644	17,151	0	77	61,071	13,624
	小計	143,503	1,108	18,134	0	2,671	121,590	27,247
合計	1,402,100	429,379	255,784	33,000	26,259	657,678	151,374	